

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会

令和4年度第1回 会議録

(日 時) 令和4年5月31日(火) 午前10時～午前11時45分

(場 所) WEB会議による開催
(事務局及び傍聴者は京都経済センター会議室6-E)

(出席者) ○ 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員
(50音順)
秋月委員、黒田委員、道又委員、吉富委員

○ 京都府後期高齢者医療広域連合事務局
岩本事務局次長、岡村総務課担当課長、米谷総務課課長補佐、
藤本業務課長、小崎業務課課長補佐、宮口業務課課長補佐、
ほか事務局員

(議事の趣旨)

報告1

令和3年度における情報公開条例第22条及び個人情報保護条例第42条の規定に基づく運用状況の公表並びに令和3年度における個人情報取扱事務に関する例外類型事項による実施状況について

事務局より令和3年度の運用状況及び個人情報取扱事務における(※)例外類型事項による実施状況について資料1にて報告

(※) 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第7条及び第8条の規定により、個人情報の本人外収集、思想信条等のセンシティブ情報の収集、個人情報の目的外提供については、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならないとされており、これに基づき承認されているもの。

【委 員】

ただ今の事務局の報告に対して意見質問などはあるか。

(意見なし)

報告 2

「京都市市民税均等割減免制度の廃止に伴う影響調査のため、個人情報を提供いただいている事務に係る運用状況のご報告」について

事務局より資料 2 にて報告

【委 員】

ただ今の事務局の報告に対して意見質問などはあるか。

(意見なし)

報告 3

自治体における医療計画見直し及び介護保険事業計画策定に対する K D B システムデータの提供に関する事務について（令和 2 年度審議 2 ・現状報告）

事務局より資料 3 にて報告

【委 員】

ただ今の事務局の報告に対して意見質問などはあるか。

【委 員】

国の認識として、暗号化された個人情報は個人情報に当たらないという報告があったが、そもそも個人情報の定義の中で、暗号化されているか否かは問わないという一文があったと記憶している。であると、国の説明は根本的に間違っていることになる。国とはどの省のどの部局なのか。何を根拠に暗号化された個人情報は個人情報に当たらないとしているのか教えてほしい。

高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）の中で、国保連合会が実施すべき事業の一部を国保中央会に委託しているという説明であったと記憶している。であれば、データの扱いについては、委託元が国保連合会であり、委託先は国保中央会となり、情報の保有者は国保連合会になる。資料のスキームを見ると、厚生労働省が委託を出しているのが国保中央会であり、誰が具体的な情報の保有者であって、誰が誰から委託を受けて処理をしているか情報の流れがわからない。どのように整理されたうえで、この資料の説明ができているか。

【事務局】

京都府医療課を通じて説明を受けているが、京都府医療課に対しては、厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室から依頼があるとのことである。

【委 員】

つまり依頼元の地域医療計画課が個人情報は暗号化されているので、個人情報に当たらないと認識しているということか。そうだとすると、法解釈そのものを間違っ

いないか気になる。個人情報とは暗号化されているかどうかは問わないというのは、2015年改正法時に話題になった議論である。認識について、再確認する必要があるように思う。

【事務局】

京都府から現状報告があったので、本日は、中間報告という形で報告させていただいた。

データの所在について、国保連合会に預けてはいるが、所有という点では、京都府後期高齢者医療広域連合がデータ所有者となる。

個人情報に対する見解については、京都府と共有し、今後の対応など検討してもらう。

個人情報保護法改正の資料（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン）を確認すると、個人に関する情報は『暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。』との記載が見受けられる。

詳細について整理し、京都府と検討していく。進展等あれば、報告・相談する。

【委員】

了解した。

【委員】

資料に「暗号化済みデータは、暗号鍵を所有する国保連合会以外で復号不可能であり、これにより作成した統計情報は個人情報に該当しないという認識。」とあり、統計情報を提供するという認識として理解した。

統計情報であれば、暗号化で処理するのではなく、提供先で復号を予定していないのであれば、匿名化で処理してはダメなのか。

匿名化ということは、情報が削ぎ落され復号不可能なので、個人情報にあたらないと考えられる。復号が予定されていない統計情報を渡すのであれば、暗号化ではなく匿名化で処理した方が、適法であり安全性もあるので、そのような意見を出して検討することを考えてもらえればと思う。

【委員】

『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）』に「暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。」と明確な一文があった。暗号化によって個人情報でないというのはNGということが文章上で確認できた。

前回の審議から説明が変わったということは、前回の審議で申請されたことは一旦取り下げで、改めて何かの形で審議があると捉えたらよいか。今日の報告の趣旨は、説明が変わるので、審議を取り下げたという報告として理解すればよいか。

【事務局】

今回の報告は、2年前の審議の事業スキーム等の説明内容と今回の京都府からの報告内容に変更が見受けられること、また、2年前の審議では暗号化されていない前提であったが今回は暗号化される前提という報告があったことから、最新情報を報告し

たものである。

前回と前提となる事実が異なるので、提供を必要とする場合には、改めて手続をし直すことになるとは考える。

【委 員】

前回の審議では条件付きで承認しているので、その条件の前提が変わったのであれば、承認そのものが崩れてしまうので、やり直しということで理解した。

【事務局】

前回の審議を受け、京都府へは課題解決までは保留とし、データ提供は実施していない。

【委 員】

状況は理解した。引き続きお願いする。

報告4

情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリストについて

事務局より資料4に基づき報告

【委 員】

ただ今の事務局の報告に対して意見質問などはあるか。

【委 員】

4－1（3）（職員等は、離席時のパソコン等のロックや、電磁的記録媒体や文書の容易に閲覧されない場所への保管等の措置を講じているか。）が△になっている事実は良いことだと思う。このようなものは一般的に完璧にできるものではないので、できていないことを認知していて、教育している事実があるのであれば、この形のまま継続してもらえば良い。できていないと思ってチェックしてもらえばと思う。

【事務局】

今後も継続して実施していく。

報告5

個人情報の保護に関する法律の改正に係る今後の対応等について

事務局より資料5に基づき報告

【委 員】

ただ今の事務局の報告に対して意見質問などはあるか。

【委 員】

資料の2ページ目中段の囲いに「個人情報符号情報」とあるが、「個人識別符号情報」では。

【事務局】

ミスプリントのため「個人識別符号情報」に修正する。

【委 員】

最後に意見質問などはあるか。

(意見なし)

【委 員】

事務局から今後の予定について連絡事項をお願いします。

【事務局】

特定個人情報保護評価、PIAの改正について、連絡する。

令和3年5月に、「公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)が成立。

公金受取口座を活用し、公的給付等を支給する制度であり、住民が一人一口座、公的給付等の受取のための口座を、国(デジタル庁)に事前に登録し、国や自治体等の行政機関等において実施している各給付手続き等においてこれを活用する制度。事前登録した公金受取口座の情報は、マイナンバーを活用した情報連携により、情報を入手することが可能となるもの。

国が示す今後のスケジュールは、住民によるマイナポータルからの公的受取口座の登録を令和4年春頃から開始し、行政機関等の情報提供NWS(ネットワークシステム)による情報連携での公金受取口座情報の取得を令和4年10月～12月までの間に試行運用を行い、令和5年1月以降、本格運用を行っていく予定。

公金受取口座情報の照会は、他のマイナンバーを活用した情報連携と同様に、情報提供NWS(ネットワークシステム)を通じて行い、情報連携を開始する前に、特定個人情報保護評価(PIA)の実施が必要となる。

PIAの改正に当たり、国からの詳細が通知され次第、手続きを進めていく予定であり、当審査会において、改正内容について審議をいただきたいと考えている。

【委 員】

ただ今の事務局の事項に対して意見質問などはあるか。

(意見なし)

それでは本日の報告事項がすべて終了したので、審査会を終了する。

(審査会終了)